

大雪地区広域連合国民健康保険短期被保険者証の交付等に関する事務
取扱要綱

平成 16 年 4 月 1 日

要綱第 6 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日 要綱第 2 号

平成 22 年 7 月 1 日 要綱第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険の被保険者間の負担の公平と国民健康保険料(以下「保険料」という。)の収入の確保を図り、もって本連合の国民健康保険事業の健全な運営に資するため、災害その他特別の事情がなく保険料を滞納している世帯主(以下「滞納世帯主」という。)に対し、国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、国民健康保険被保険者証の更新の期日について通例定める期日より前の期日を定めた国民健康保険被保険者証(以下「短期証」という。)を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(短期証の対象者)

第 2 条 連合長は、滞納世帯主に対して短期証を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、短期証を交付しないものとする。

(1) 滞納している国民健康保険料を完納したとき、又はその滞納額が著しく減少若しくは、完納が見込まれるとき。

(2) 当該滞納世帯又はその世帯に属する者(以下「世帯員」という。)が国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 1 条の 3 に規定する特別の事情に該当し、当該滞納世帯主又は世帯員に係る収入の減少が生活に重大な支障を及ぼす程度のものであるとき。

(3) その他、連合長が特に必要と認めるとき。

3 前項の規定に該当し、通常国民健康被保険者証(以下「通常証」という。)の交付を求める滞納世帯主は、特別の事情に関する届書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

(短期証の交付及び有効期限)

第 3 条 通常証を短期証に切り替えるときは、あらかじめ短期証への切替予告

(様式第2号)を行い、国民健康保険法第9条第4項の規定により通常証の返還(様式第3号)を求め短期証を交付する。

- 2 短期証の有効期限は、3か月とする。ただし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者の短期証の有効期間は、6ヶ月とする。その他、特に必要と認めるときは、必要に応じ期限を定めることができる。
- 3 連合長は短期証の交付が必要と判断した場合には、随時交付することができる。
- 4 連合長は、短期証の交付を受けた滞納世帯主が、滞納保険料の完納が見込まないときは、当該滞納世帯主に対し引き続き短期証を交付するものとする。

(管理)

第4条 連合長は、短期証交付台帳を作成し、管理するものとする。

(納付指導等)

第5条 短期証の交付を受けている滞納世帯主に対しては、短期証交付期間中においても納付指導等を行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、短期証の取扱いに関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年7月1日要綱第2号)

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。

様式第 1 号

特別の事情に関する届書

国民健康保険料を納付することができない特別の事情がありますので届出いたします。

世帯主氏名	
世帯主住所	
被保険者証記号番号	
<p>国民健康保険料を納付できない理由</p> <p>下の事由に該当する場合は、番号を○で囲ってください。また、5. に該当する場合はカッコ内にその事由を具体的に記載してください。なお、書ききれない場合は別葉で作成されてもかまいません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと 2. 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 3. 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 4. 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 5. 前各号に類する事由があったこと（下のカッコ内に具体的に記入） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; margin: 20px auto; height: 100px;"></div>	
<p>大雪地区広域連合長 様</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>印</p> <p style="text-align: right;">電話番号 — —</p>	

国民健康保険短期保険者証切替予告書

あなたの国民健康保険料が、下記のとおり未納となっています。

つきましては、滞納している国民健康保険料を早急に納付していただくか、納付の相談においでください。納付できない特別な事情がある場合は、別紙「特別の事情に関する届書」を記載して納付相談の際にご持参願います。

なお、このままの状態が続いた場合は、有効期間を短縮した被保険者証に切り替えますのであらかじめご承知置きください。

また、滞納状態が続くときは、更に厳しい処分をしなければならない状況になりますので、制度をご理解のうえ、早急に納付をお願いいたします。

なお、本状と行き違いに納付された場合は、何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

記

1. 国民健康保険料滞納額 (○○年○○月○○日現在)

○○○, ○○○円

2. 納付期限 (又は納付相談)

平成○○年○○月○○日 (○) まで

- ・ 納付書で納付される際は、お手持ちの納付書の額と上記金額をご確認ください。
- ・ 同封の郵便振替用紙でも納付ができますのでご利用ください。
- ・ 納付相談の方は、次の連絡先まで事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。

3. 納付場所及び連絡先

<納付場所>

納付される際は、お手持ちの納付書と額をご確認ください。

- ・ 各町役場出納窓口
- ・ 東川町、美瑛町、東神楽町各農業協同組合
- ・ 北海道銀行、北央信用組合、北洋銀行、旭川信用金庫
- ・ 全国の郵便局

<納付相談の連絡先>

各町役場税務課徴収係 ○○○○-○○-○○○○

納付相談は、事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。

<文書発信元>大雪地区広域連合 国保老健係

東川町東町1丁目16-1 0166-82-2111 (内562)

年 月 日

様

大雪地区広域連合長 松 岡 市 郎（公印省略）

国民健康保険被保険者証の返還及び短期被保険者証の交付について（通知）

このたび、あなた様の世帯における国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）については、国民健康保険法第 9 条第 3 項により被保険者証の返還を求めますので通知します。

代わりに、通常 2 年間の有効期限の被保険者証から、通常よりも有効期限が短い「短期被保険者証」の交付を行いますので、次の期日までに交付手続きをしてください。

なお、現在お持ちの被保険者証の有効期限は〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までとなっておりますので、必ず期限切れになる前に〇〇月〇〇日から使用できる新しい被保険者証（短期被保険者証）の交付を受けてください。

記

1. 返還する証 現在お持ちの国民健康被保険者証（世帯員全員分）
2. 新たに交付する証 有効期限の短い国民健康被保険者証（世帯員全員分）
3. 返還・交付期限 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
4. 返還・交付窓口
〇〇町役場〇〇課〇〇
電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

※ 本書と行き違いに納付された場合は、ご容赦ください。

<文書発信元>大雪地区広域連合 国保老健係
〒071-1423

上川郡東川町東町 1 丁目 1 6 - 1 0166-82-2111（内 5 6 2）

年 月 日

様

大雪地区広域連合長 松 岡 市 郎 (公印省略)

国民健康保険被保険者証の返還及び短期被保険者証の交付について (通知)

このたび、あなた様の世帯における国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）については、特別の事情に関する届書による届出がありましたが、審査の結果、特別な事由に該当とならなかったため、国民健康保険法第9条第3項により被保険者証の返還を求めますので通知します。

代わりに、通常2年間の有効期限の被保険者証から、通常よりも有効期限が短い「短期被保険者証」の交付を行いますので、次の期日までに交付手続きをしてください。

なお、**現在お持ちの被保険者証の有効期限は〇〇年〇〇月〇〇日(〇)までとなっており、必ず期限切れになる前に〇〇月〇〇日から使用できる新しい被保険者証(短期被保険者証)の交付を受けてください。**

記

1. 返還する証 現在お持ちの国民健康被保険者証 (世帯員全員分)
2. 新たに交付する証 有効期限の短い国民健康被保険者証 (世帯員全員分)
3. 返還・交付期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
4. 返還・交付窓口 〇〇町役場〇〇課〇〇
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※ 本書と行き違いに納付された場合は、ご容赦ください。

<文書発信元>大雪地区広域連合 国保老健係
〒071-1423 上川郡東川町東町1丁目16-1
0166-82-2111 (内562)

平成 年 月 日

様

大雪地区広域連合長 松岡 市郎 (公印省略)

特別の事情に関する届出における受理について

このたび、あなた様の国民健康保険法第9条第3項の規定に基づく特別の事情に関する届出がありましたので、被保険者証（以下「被保険者証」という。）については、特別の事情に関する届書による届出がありましたが、審査の結果、特別な事由に該当とならなかったため、国民健康保険法第9条第3項により被保険者証の返還を求めますので通知します。

代わりに、通常2年間の有効期限の被保険者証から、通常よりも有効期限が短い「短期被保険者証」の交付を行いますので、次の期日までに交付手続きをしてください。

なお、現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までとなっておりますので、必ず期限切れになる前に〇〇月〇〇日から使用できる新しい被保険者証（短期被保険者証）の交付を受けてください。

記

1. 返還する証 現在お持ちの国民健康被保険者証（世帯員全員分）
2. 新たに交付する証 有効期限の短い国民健康被保険者証（世帯員全員分）
3. 返還・交付期限 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
4. 返還・交付窓口

〇〇町役場〇〇課〇〇
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※ 本書と行き違いに納付された場合は、ご容赦ください。

<文書発信元>大雪地区広域連合 国保老健係
〒071-1423 上川郡東川町東町1丁目16-1
0166-82-2111 (内562)